

① 10Kw未満の用紙を確認

再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】  
(10kW未満の太陽光発電)

②

平成 29 年 7 月 21 日

経済産業大臣 殿

③

(ふりがな) ふくおかしはかたくはかたえきひがし

提出者 住 所 (〒 812 - 0013 )  
福岡市博多区博多駅東2-1-23

(ふりがな) さに くすお

氏 名 差仁 楠雄

(法人番号: 000000000000 )

(法人にあつては名称、法人番号 (法人番号がある場合)、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印)

電話番号 ( 00 ) 0000 - 0000

印

※法人様の場合は  
法人名・役職・代表者を記入、  
13桁の法人番号も記入します。  
法人番号はない場合、省略可。

実印を押印します。  
※法人の場合は登記印

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令 (平成 28 年経済産業省令第 84 号) 附則第 6 条第 2 項、第 6 項及び第 7 項の規定により、再生可能エネルギー発電事業計画書を次のとおり提出します。

再生可能エネルギー発電事業計画

再生可能エネルギー発電事業計画の概要			備 考
設備情報	設備 I D	A123456C45	
	④ 設備の所在地 (注 1)	福岡市博多区博多駅東2-1-23	□別紙あり
	太陽電池の合計出力 (kW)	9.6Kw	⑤
事業内容	接続契約締結日	平成 29 年 2 月 17 日	⑥
	接続契約締結先	九州電力株式会社	
	特定 (買取) 契約締結先	九州電力株式会社 □未定	⑦
	買取価格 (注 2)	30.55 円/kWh (税抜き) □未定	
	運転開始状況	■運転開始済み	⑧
再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項 (注) 下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に印をつけること。			

事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注3）	■
安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	■
この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。	■
接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	■
再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	■
この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	■
再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	■

添付書類

	書類名
接続の同意を証する書類（注4）	⑩

- (注1) 発電設備を設置する土地の地番を記載すること。複数地番をまたいで設備を設置する場合は、代表地番を記載するとともに、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として全ての地番を記載した一覧表を提出すること。
- (注2) 特定（買取）契約における買取価格を記載すること。特定契約が未締結であれば「未定」のボックスにチェックを付すこと。
- (注3) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- (注4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号。以下「改正法」という。）による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の認定を受けたものとみなされる日までにこの再生可能エネルギー発電事業計画に係る発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給していたときは、書類の添付を省略できる。

備考

- ・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- ・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

## ※記載方法 10Kw未満の太陽光発電用

### ①用紙の間違いがいいか確認

ご自身の設備が含まれる用紙なのか確認します。

### ②(必須項目)提出日

事業計画書の提出日を記入します。

### ③(必須項目)提出者情報欄

事業者情報を記入します。代行業者が提出する場合でも必ず、設置者の情報を記載します。

#### ・個人の場合

住所、氏名、電話番号を記入します。ふりがなをひらがなで付け、実印を押印し、印鑑証明書を添付します。

#### ・法人の場合

本店又は主たる事務所の所在地の住所、法人名称(登記簿上の名称)、代表者の役職名、氏名、電話番号を記入します。また、13桁の法人番号を記入しますが、法人番号がない場合は不要です。押印は登記印を使い、その登記印の印鑑証明書を添付します。

### ④(必須項目)設備IDと設備の所在地

10桁の設備認定IDを記載します。

設備住所記載時の注意点は、複数の番地をまたぐ場合は代表番地を記載した上で、「他○筆」と記入し、備考欄の「別紙あり」をチェックして、別紙ですべての番地の情報を記載したものを添付する必要があります。

(※番地は数字とハイフン(-)で記入する。番地未確定の場合は実際に設置する番地を記入する。)

### ⑤(必須項目)モジュール出力の合計

モジュール出力の合計で、小数点第1位まで記載します。

例：296wのモジュールを20枚使っている場合は、 $296 \times 20 = 5.92\text{Kw}$ 、小数点第1位までの記載で「5.9Kw」になる。

### ⑥(必須項目)接続契約締結日と締結先

接続契約とは連携承諾 + 工事費負担金契約のことです。H29年3月31日まで運転開始の場合、省略できます。接続契約締結先は必須項目です。

※工事費負担金が0円だった場合は、連携承諾日が接続契約日になります。

### ⑦(必須項目)特定(買取)契約締結先と買い取り価格

プレミアム価格や+1円価格など、調達価格に上乗せした価格で買取を行っている場合、買い取っている契約先と上乗せした金額の**税抜き金額**を記載します。例：32円+1円=33円だった場合は30.55円と記載してください。(JPEAへの電話確認済)

プレミアム価格や+1円価格などの契約を結んでいない方は接続契約締結先とご自身の買い取り価格をそのまま記入してください。

(※ご自身の調達価格は税抜き金額を記載します。)

※かんたん早見表(10Kw未満の調達価格は税込み金額なので)

- ・42円 → 38.8888円 → 38.88円
- ・38円 → 35.1851円 → 35.18円
- ・37円 → 34.2592円 → 34.25円
- ・35円 → 32.4074円 → 32.4円
- ・33円 → 30.5555円 → 30.55円
- ・31円 → 28.7037円 → 28.7円
- ・30円 → 27.7777円 → 27.77円
- ・28円 → 25.9259円 → 25.92円

### ⑧(必須項目)運転開始状況

H29年3月31日まで運転開始の場合、ボックスにチェックをしてください。

### ⑨(必須項目)遵守事項

同意する場合ボックスにチェックをします。

(※同意できない場合は認定基準を満たしているとは認められないので、認定になりませんのでご注意ください。)

### ⑩接続の同意を証する書類

H29年3月31日まで運転開始の場合は何もありません。

H29年3月31日まで運転を開始していなかった場合、書類名を書き、添付します。接続契約に証する書類は電力会社ごとに異なります。経済産業省資源エネルギー庁の公式ホームページのなっとく!再生可能エネルギーのページでの確認が出来ます。↓URL

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/legal\\_filename.html](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/legal_filename.html)